

第2回岩手県地域福祉推進協議会 構成員意見の反映状況

	項目	P	具体的施策	意見	対応	素案修正案
協議会グループA	IV3(1)ス	65-66	地域定着・再犯防止の推進	再犯防止の中で、計画はあるんですけども、例えば犯罪を犯した方を管理とかですね、監視という視点で、あまり、何でしょうねそういった視点ではなくて、生活のしづらさを抱えた方への支援ということで、そういう形で地域の方々も関係機関にですね周知できればいいのかなというふうな意見が出ました。	修正	④ 罪を犯した人であるということが支援導入の壁とならないよう、支援者の意識醸成を図るとともに、 生活のしづらさに焦点を当て 、生活困窮、高齢者や障がい者など福祉的なニーズを持つ人へのサービス利用を支援するほか、依存症、ストーカー、性犯罪など、精神科医療との連携による治療的な再犯防止支援を行います。
	IV1(1)ウ	33-34	コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉活動コーディネーター)の育成	CSW養成研修、県社協が委託しておりますが、それぞれの分野でどう活躍していくのかというところを、アドバイスしていくような仕組みも必要ではないか。	事業へ反映	重層的支援体制整備事業の市町村後方支援事業(アドバイザー派遣事業)の運用において対応を検討します。
	IV2(1) IV6(2)	39-43 86-87	地域における包括的支援体制の構築 包括的な支援体制の整備に向けた支援	市町村の体制に関わる部分ですが、総合相談という言葉が出ておりますが、ワンストップという体制への意味だと思えば、それはイコール重層事業というところに繋がっていくんだろうなという中で、市町村の規模によっては、そういった体制が作るのがなかなか難しいところもあるので、そういった取り組みに繋がるような、同じような取り組みになるようなアドバイスをさせていただくような仕組みがあればいいなというふうな意見が出されました。	事業へ反映	重層的支援体制整備事業の市町村後方支援事業(アドバイザー派遣事業)の運用において対応を検討します。
	IV2(2)ア(エ)	46-47	日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進	日常生活自立支援事業に関してですが、利用者の増により対応がなかなか難しい状況ってというのは、数年続いております。その中で、またさらにこの事業をですね、周知していくという内容が盛り込まれておりますが、それによって利用者増に繋がっていくといったときに、このままの今の人員体制で、この事業を進めていくには非常に困難あるのではないかと	事業実施において検討	次期計画においては、成年後見制度への移行ができないまま日常生活自立支援事業で対応している利用者について、成年後見制度への移行が進められるよう、「第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づく担い手育成方針」としてまとめたところです。
	IV3(1)コ	63	自殺対策	自殺対策の方から意見をいただいたものが、中にですね、子どもの自殺対策ですとか、女性の自殺対策という文言をもう少し含めていただいた方が、より良いのではないかと意見が出ました。	修正(障がい保健福祉課へ依頼)	【施策の方向】 ① 自殺対策推進協議会等を通じて多様な関係者と連携・協力を図りながら、人材育成をはじめとする包括的な自殺対策プログラムを推進するとともに、各地域の特性を勘案し、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代、 健康問題を抱える者、子ども・若者、女性の各対象 に応じた対策や、相談支援体制の充実に重点的に取り組みます。
	IV4(1)ア	70-71	社会福祉施策への住民参画の促進	生活支援サービスというところでは、居場所であったり、拠点づくりというところを強化していくというような内容ですが、具体的にどんな内容で、居場所だったり拠点を作っていくのかというところを示していただくと助かるんじゃないか。	修正	【施策の方向】 ④ 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることが出来る地域づくりを進めるため、「 福祉マップづくり 」や 住民ワークショップの開催、取組事例の情報提供 、重層的支援体制整備事業の活用促進により、相互交流のための拠点整備や地域生活課題に関する相談体制の確保など、地域住民の参画に向けた環境整備を促進します。
協議会グループB	IV4(1)ア	70-71	社会福祉施策への住民参画の促進	民生委員や、その他、地域の組織、なかなか後継者がいなかったり、いろんな会議を開いてもメンバーが同じという形になっておりますので、その辺を体制づくりをどうやっていけばいいのかっていうところにも、アドバイスが入るような計画になるというのではないかと。	事業へ反映	CSWの地域支援活動を通じて人材の掘り起こしが期待されることですが、各市町村における取組については、重層的支援体制整備事業の市町村後方支援事業(アドバイザー派遣事業)において個別に対応します。
	IV6(2)イ	87	市町村における包括的支援体制、重層的支援体制整備に向けた支援	重層機能の中では参加支援、地域づくり、と事業名称がありますが、重層事業そのものも取り組むのもなかなか手を挙げる自治体が少ないように思いますが、アドバイザーがそこにですね、参加支援とか地域づくり、どんなことをすればいいのかっていうところの、アドバイザー派遣というのあればいいのではないかと。	事業へ反映	重層的支援体制整備事業の市町村後方支援事業(アドバイザー派遣事業)の運用において対応を検討します。
	III4(2)ア	26-27	多様な主体に期待される役割	役割を分ける中で、NPOボランティアというふうに一緒くたになっていたり、一緒くたっていうか、なっていれば、NPO法人でも事業をやっている事業実施主体のNPO法人があります。そうすると社会福祉サービスをやっているという区分になった方が、やる側も理解しやすいでしょうし、まわりもわかりやすい。もちろん職業といいますが、企業さんでも、まさにそれを社会福祉サービスをやってる企業さんもあるので、そういった役割ももう少し、今大枠ですと、それはもう少し、細分化といいますが、区分けをもう少しわかりやすくしてもらえればいいのかなという話がされました。	修正	III4(1)エ NPO・ボランティア団体 保健・医療・福祉分野をはじめ、まちづくり、社会教育、環境保全など、各団体が取り組む様々な分野の活動を通して、地域住民との協働により、地域のニーズに応じた地域づくりや福祉的活動におけるインフォーマルな担い手として、積極的な活動が期待されます。 III4(2)ア 福祉サービス事業者 福祉サービス提供を事業とする企業・団体・法人等においては、フォーマルな福祉的支援に関する地域の社会資源として、行政や関係機関と連携したサービスの提供はもとより、専門性を活かした地域貢献活動等の展開が期待されます。
	IV1(1)ウ	33-34	コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉活動コーディネーター)の育成	複雑化してる中で負担感を低減していくための仕組みだったり、担い手の確保だったりっていうもので、町内会としてはそこに民生委員さんの負担を減らすために部会をですね、立ち上げて、町内会、地域全体で見る仕組みを作っているというような話もありますので、そういったところをもう少し社協さんとか、市町の方々と連携できるような、そういったことも、アドバイスできたりそういうところを出していきけるような計画の建付けもあっていいのかなということがありました。	対応済	【施策の方向性】 ① 市町村社会福祉協議会のCSWや、生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員、生活支援コーディネーターなどが、地域住民の身近なところで、地域福祉推進の専門職として活動できるよう、地域の福祉活動団体や自治会・町内会等への周知を図るとともに、地域のネットワークを活かした効果的な連携が図られるよう支援します。
	IV4(1)ク	61	困難を抱える女性への支援	今回は空白ではあるんですけども、困難を抱える女性というキーワードがしっかり明記されたっていうことは、未来が明るい計画になるのではないかと話を寄せられたんですね。この内容を埋めるといことが重要ということなんでここに期待したいと。これから計画を作っていく際に、期待をしたいということでございます。	最終案で反映(子室依頼)	
IV4(2)ウ	76	企業の地域貢献活動の促進	働いている方が、福祉活動・ボランティア活動にももう少し参画できるような、何て言うんでしょう、理解促進、職業域への理解促進も含めた取り組みを、もう計画の中に盛り込んでいただいていると、担い手が足りないよと言われてる部分に、少しでも補いができるのかなというふうなお話でございます。	修正	【施策の方向】 ① 企業が積極的に社会貢献活動に取り組むとともに、 従業員自らが参画する社会貢献活動への理解や支援の充実に向け 、企業の理解促進を図ります。	

	項目	P	具体的施策	意見	対応	素案修正案
	計画全体	-	計画の周知	せっかく立派な計画冊子ができておりますので、これをどうやって広めていっていかけるかは、この計画に書くわけではないものではないですけれども、でき上がった後どうしていかけるということも含めて、御検討していただけると良い。	事業へ反映	来年度の計画冊子作製、周知において対応を検討
構成員1	IV3(1)ス	65-66	地域定着・再犯防止の推進	住居確保や就労支援だけではなく、その人が住む地域の様々な資源や住民とつなげ、地域住民として生活することを支援していかねば、再犯防止は進まないと感じています。地域住民として生活していくための取組の支援も計画の中に入れていただくことを追加します。	修正	【目指す姿】 犯罪や非行のない安全安心に暮らせるまちづくりが進められるとともに、たとえ罪を犯しても、再び罪を犯すことなく、 地域とのつながりの中で 自立した生活を送ることができています。
					修正	【施策の方向】 ⑤ 社会で孤立することなく、地域とのつながりの中で自立した日常生活や社会生活が営めるよう、重層的支援体制整備事業の活用促進など、地域の居場所づくりや参加支援の取組を支援します。
構成員2	IV2(3)イ	52	苦情解決制度の利用促進	苦情解決制度の全体的なシステム(福祉サービス事業者、市町村、適正化委員会等)が利用者に周知されなければ、制度の活用がなされないことから、「周知促進」が表題部の文言に相応しいと思います。	修正	【項目名】 苦情解決制度の 利用周知促進
					修正	【目指す姿】 福祉サービスの利用にあたって、サービスの質や内容、提供の仕方等に不満を感じた利用者からの苦情を受け付ける 解決する福祉サービス事業者、市町村、県、福祉サービス運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会 のシステムが整備されており、 利用者に周知が図られることにより、誰もが安心して福祉サービスを選択し、苦情解決制度を利用できるようになっています。
					修正	【課題】 福祉サービス利用者等が、サービスの内容、提供方法などに不満などがあるときは、利用者が福祉サービス事業者と対等の立場に立って解決されることが重要です。 民間福祉サービス事業者の参入が進み、福祉サービスの提供主体が多様化するとともに、事業者と利用者も増加しています。一方、新規事業者の福祉サービス利用者については、苦情解決制度が周知されているかどうかについて、十分に把握されていません。そのため、苦情が潜在化している可能性もあることから改善が求められます。 また、苦情に対応する職員のメンタルヘルスに影響を及ぼす過剰な要求を伴う苦情や解決困難な苦情が増えつつあることから、適切な研修機会や助言を提供する必要があります。
					修正	【施策の方向】 ① 社会福祉法人、民間企業、NPO法人などの福祉サービス事業者が、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置などの体制整備を図ると共にサービス提供に係る重要事項説明書に苦情解決体制や市町村、県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会等の苦情解決窓口を明記し、利用者等に周知を図ることを支援します。
					修正	【施策の方向】 ② 困難な苦情に適切に対応できるようにするため、事業者 に適切な研修機会が提供されるよう支援します。
					修正	【施策の方向】 ③ 苦情解決のため、福祉サービス事業者が第三者委員の設置を図るよう県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会と連携して、第三者委員の設置や活用に取り組むことを支援します。